

## 日本版 OHSMS 認証に係る推進会議推奨事項及び当面の活動方針

### OHSMS 普及推進会議

令和元年 6 月 5 日

本推進会議は、ISO 45001 に基づく日本独自の OHSMS を適用した認定・認証スキームのあり方及び普及推進策を検討する場として設置されており、この目的に鑑み、スキームの運営等については以下の方針を推進会議の推奨事項として合意し、運用準備を開始する。

#### 1. 認定・認証に係る推奨事項

ISO 45001 に基づく日本独自の OHSMS を適用した認定・認証に係る推奨事項を別紙の表に記す。

本推奨事項は、認定・認証審査の実績や社会ニーズの変化等に基づき本普及推進会議により見直しが検討され、変更となる可能性がある。

#### 2. 本推進会議の活動方針

本推進会議は、スキーム運用開始にあたり、当面は次の事項にフォーカスした活動を行うこととする。

- ・ 上記 1. 推奨事項の運用動向や状況の把握、情報交換
- ・ スキームに基づく安全衛生パフォーマンス情報の収集・分析（中長期）
- ・ スキームの効果・検証、見直し（中長期）

以上

決定・改訂年月日

平成 30 年 7 月 5 日 決定

平成 30 年 9 月 13 日 改訂

平成 30 年 10 月 31 日 改訂

令和元年 6 月 5 日 改訂

## ISO 45001 に基づく日本独自の OHSMS を適用した認定・認証に係る推奨事項

番号	推奨事項	制定日 (改訂日)
1	JIS Q45100、JIS Q17021-100 を基準として採用し、マネジメントシステム認証に対する IAF/MLA に調印した認定機関の認定を利用する認定・認証スキームとする。	平成 30 年 7 月 5 日
2	JISQ45100 の審査を行う審査員に対し推奨される研修を「別添 1」とする。	平成 30 年 7 月 5 日
3	JISQ45100 の審査を行う審査員は、ISO/IEC17024 の認定を受けた要員認証機関に登録された推奨事項 2 の要件を満たす OHSMS 審査員とする、又は推奨事項 1 の認定機関の認定基準に推奨事項 2 の要件を採用する。	平成 30 年 9 月 13 日
4	JISQ45100 の審査工数は、IAF MD5:2019 を基礎に決定する。ただし、JISQ45100 の附属書 A の取組みのうち、労働災害防止効果が特に高い重要な取組みを、リスク高の組織における必須の取組みとして設定し、これらに対して審査工数を追加して審査を実施する。認証機関は「別添 2 - 1」により JISQ45100 にかかる認証審査工数を適切に決定する。	平成 30 年 10 月 29 日 令和元年 6 月 5 日 (改訂)

## 推奨事項

## JIS Q 17021-100 に基づく JIS Q 45100 の認証に係る審査員の要件

## 1 「労働安全衛生マネジメントシステム審査員」の要件

(1) JIS Q 17021-10 における「労働安全衛生マネジメントシステム審査員」の要件を有すること。

実務経験年数に係る要件は、JISQ17021-10 の「労働安全衛生マネジメントシステム審査員」の要件に委ねること。

(2) (1) の者であって、次の研修を修了していること。

科目番号	知識分野（番号は、ISO17021-100 の項目番号を示す。）	属性	研修時間
1-①	JISQ45100 の目的及び内容に関する知識 (5.2)	必須	0.5 時間以上
1-②	JISQ45100 の 7.5.1.1 に規定する手順及び文書化に関する知識 (5.2)	必須	0.5 時間以上
2	労働安全衛生法、関連規則、指針、通達の一般的知識 (5.5)	必須	6 時間以上
3-①	危険性又は有害性等の調査及びその調査結果に基づき講じるべき措置 (5.6.1 a)	必須	6 時間以上
3-②	化学物質等による危険性又は有害性等の調査及びその調査結果に基づき講じるべき措置 (5.6.1 b)	選択	6 時間以上
4-①	JISQ45100 の附属書 A の全般領域及び安全衛生共通領域のうち労働安全分野 (5.6.1 c)	選択	6 時間以上
4-②	JISQ45100 の附属書 A の全般領域及び安全衛生共通領域のうち労働衛生分野 (5.6.1 d)	選択	6 時間以上
4-③	JISQ45100 の附属書 A の健康領域の分野 (5.6.1 e)	選択	6 時間以上

注記 1：研修講師については、それぞれの知識分野について十分な知識・経験を有する者であること。

注記 2：研修教材については、それぞれの知識分野について学ぶために十分な範囲・内容のものであること。

注記 3：「必須」とされている知識分野は、全て必要であること。

「選択」とされている知識分野について、4-①、②、③のうち、少なくとも1つ以上の知識分野の習得が必要であること。

注記4：「研修時間」には、演習を行う時間を含んでもよいこと。

注記5：ISO45001 認証のための、JISQ17021-10 による審査員の研修において、1（2）の研修科目と同等の内容を研修している場合は、当該時間について差し引いて差し支えないこと。

注記6：それぞれの「知識分野」について、次の資格を有する者であって、既に十分な知識を有すると判断される者は、次のとおり研修科目の一部を省略することができる。

資 格	省略できる科目
ア 労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント	2
イ 労働安全コンサルタント	4-①
ウ 労働衛生コンサルタント（区分が労働衛生工学に限る。）	4-②
エ 労働衛生コンサルタント（区分が保健衛生に限る。）	4-③

注記7：過去5年間において、1（2）の研修科目のうち、同等以上の内容・時間を有する研修を修了していると認められる者は、当該科目を省略することができる。

注記8：過去5年間において、1（2）の研修科目のうち、同等以上の知識を要する経歴を有する者と認められる者は、当該科目を省略することができる。

以 上

#### 履歴

改訂 No.	日付	発行元	
初版	2018.07.05	ISO 45001 に基づく日本独自の OHSMS 普及推進会議事務局	

## JIS Q 45100 の認証に係る認証審査工数の決定

### 1 審査工数の決定にかかる事項

(1) JISQ45100 の審査工数の決定は、IAF MD5:2019 を基礎に決定する。

ただし、IAF MD5 の附属書 C 「表 OH&SMS 1」は、表「JISQ45100 の基本審査工数表」に置き換える。

(2) 表「JISQ45100 の基本審査工数表」は、別添 2 - 2 「JISQ45100 附属書 A にかかる審査の着目点及びリスク高の組織における必須事項」で示す必須事項について、審査の着目点を参考にして有効性をレビュー等するための最小限必要な審査工数を勘案したものである。したがって、以下の状況を考慮して必要に応じて審査工数を調整する。

① 組織のリスクの程度や組織の取組み状況に応じて、組織による合理的な理由に基づき必須事項を適用除外できる。

② 申請のレビューにおいて、組織が実施する附属書 A に基づく取組み及びそれ以外の取組みの種類を特定し、リスク高の必須事項に類するものと判断される場合はリスク高の必須事項として扱う。

③ ①及び②の結果に基づき、対象となるリスク高の必須事項が増減した場合は、表「JISQ45100 の基本審査工数表」と IAF MD5 の附属書 C 「表 OH&SMS 1」の審査工数の差分に対して、取組み事項一つごとに  $1/12$  を乗じた工数分を増減させる。

④ 別添 2 - 2 「JISQ45100 附属書 A にかかる審査の着目点及びリスク高の組織における必須事項」に示す、「現場等で確認することが推奨される事項」を参考に、組織の取組み状況を勘案して、必要に応じて、取組みやその結果（アウトプット）の現物確認、取組みの当事者へのインタビュー等に必要なオンサイトの審査工数を加算するものとする。

### 2 審査の実施にかかる留意点

(1) リスク高の必須事項が、組織の取組み状況を勘案して合理的な理由がある場合を除き、取り組まれていない場合は軽微な不適合として取り扱う。

(2) リスク高の必須事項以外の取組みのうち、組織の取組みの該当があるものについても、審査の着目点（目安）を参考にして、取組みの有効性をレビューする。

表 JISQ45100 の基本審査工数表

有効要員数	審査工数		
	第一段階＋第二段階 (日数)		
	高	中	低
1-5	3.5	3	3
6-10	4	3.5	3.5
11-15	5	4	3.5
16-25	6	5	4
26-45	7.5	6	4.5
46-65	8.5	6.5	5
66-85	9.5	7.5	5.5
86-125	11.5	8.5	6
126-175	12.5	9.5	6.5
176-275	13.5	10.5	7.5
276-425	16	11.5	8.5
426-625	17	12.5	9.5
626-875	18	13.5	10.5
876-1,175	20	16	11.5
1,176-1,550	21	17	12.5
1,551-2,025	22	18	12.5
2,026-2,675	24	19	13.5
2,676-3,450	26.5	20	14.5
3,451-4,350	28.5	21	16
4,351-5,450	29.5	22	17
5,451-6,800	31.5	24	18
6,801-8,500	33.5	26.5	20
8,501-10,700	35.5	28.5	21
10,700超	上記増加率に従う		

### 3 複数サイト OHSMS の審査工数にかかる事項

OHSMS を複数サイトで運用する組織に対して、サイトのサンプリングを適用する場合は、次の事項を考慮して、サンプリングの程度やサイトごとの審査工数の決定を行うこと。

- ① 休業を伴う労働災害が発生した当該サイトは、直近に行う審査（初回、サーベランス又は再認証）のサイトのサンプリングにおける優先対象とし、オンサイトにより労働災害に対する是正処置の有効性及び類似箇所の対策の有効性をレビューする。また、中央機能へのオンサイト審査で、組織の他のサイトへの水平展開の有効性をレビューする。
- ② 年間の休業を伴う労働災害発生率が同業種と比して相当程度高い場合や重篤な労働災害（死亡災害、重大災害）が発生した当該サイトは、直近に行う審査（初回、サーベランス又は再認証）において、オンサイトにより、労働災害に対する是正処置の有効

性及び類似箇所の対策の有効性をレビューする。

ただし、組織から、当該サイトを所轄する規制当局の関与を必要とする重大なインシデントの発生又は規制違反が認証機関に通知され、臨時審査の実施等に基づき、是正処置の有効性及び類似箇所の対策の有効性が確認されている場合はこの限りではない。

#### 履歴

改訂 No.	日付	発行元	
初版	2019.06.05	ISO 45001 に基づく日本独自の OHSMS 普及推進会議 事務局	

## JISQ45100 附属書Aにかかる審査の着目点及びリスク高の組織における必須事項

- ※1 「リスク高の組織における必須事項」は、リスク高の組織において、取り組むことが原則必須なものである。
- ※2 「審査の着目点」は、各管理策の必須要件ではなく、審査において参考となる切り口を単に挙げたものである。組織の状況に応じて、審査員の判断により、審査の着目点の力点や項目を変化させて、効果的な審査を実施すること。
- ※3 「現場等で確認することが推奨される事項」は、組織の取組み状況に応じて、項目ごとに一つ又は複数を組み合わせて現場等で確認することが望ましい。また、「リスク高の組織における必須事項」以外の取組みについても、認証機関が必要性を判断して、現場等での確認を追加してよい。
- ※4 安全運転管理者の選任を要し、営業、配達、輸送等で常時自動車等を使用する組織は必須事項とする。

通し番号	項目	①法令要求関連事項	②労働安全衛生リスク関連事項	③安全衛生活動及び健康確保関連事項	④安全衛生教育及び健康教育関連事項	リスク高の組織における必須事項(※1)	審査の着目点(※2)	現場等で確認することが推奨される事項(※3)
<b>全般</b>								
1	1	衛生委員会／安全委員会／安全衛生委員会の開催	○				1)出席率(特に議長、組合代表、産業医) 2)委員構成 3)会議時間 4)報告主体ではなく調査審議されている -法定事項 -規格要求事項 5)メンバーからの発言の活発さ	
2	2	安全衛生教育(法定教育:雇入れ時・作業内容変更時教育及び職長教育)	○				1)教育内容 2)教育時間 3)講師の力量 4)教育効果の確認・フォロー	
3	3	危険予知活動(KYT, 指差呼称など)			○	○	1)トレーニングの域か、活動の域か 2)KY・指差し呼称の取り入れ状況(朝礼、非常作業など) 3)KYの実施状況 -危険予知の適正さ「～なので、～して、～になる」 -推進者の配置 -推進者、作業者の教育状況 -上長のかかわり方(コメント、フォロー) 4)実施要領の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KYを実施している場面(朝礼、作業前ミーティング、KYボードなど)</li> <li>・指差し呼称の実施箇所、励行状況</li> <li>・活動等実施者へのインタビュー</li> </ul>

4	4	整理整頓活動 (4S 活動など)				○	○	1)活動のレベル (2S か、4S か) 2)活動時間 3)分担の明確化 (特に共有エリア) 4)推進者の配置 5)現場の 4S 状況 6)評価とフィードバック	・職場の 4 S 状況(物の置き方、見える化、3定 (定位、定品、定量) 状況など)  ・活動実施者へのインタビュー
5	5	ヒヤリ・ハット活動				○	○	1)報告件数 2)ヒヤリハットの報告のしやすさ (報告様式) 3)上長のレスポンス、コメント 4)改善につなげているか 5)重大ヒヤリハットの取扱い	・(重大) ヒヤリハットへの対応状況  ・活動実施者へのインタビュー
6	6	ヒューマンエラー防止活動 (危険等の見える化、注意喚起表示など)				○	○	1)フルプルーフ 2)表示等による見える化 (色使い、サイズ、内容) 3)作業方法等での工夫 (治工具の使用、ダブルチェック、など) 4)合図の統一・工夫	・審査の着目点に関する対策実施状況
7	7	安全衛生改善提案活動				○		1)提案件数 2)評価結果に基づく改善実施 3)褒賞等のインセンティブ	
8	8	類似災害防止の検討				○		1)働く人への周知のタイミング、周知内容 2)各職場の類似箇所のチェック状況 3)該当箇所の改善状況(ソフト対策ばかりにならない)	
9	9	作業規程, 作業手順書の整備, 周知及び見直し				○		1)定期又は随時の見直し実績(実作業との乖離がない) 2)内容 (成否・安全・やりやすさ) 3)ビジュアルによる分かりやすさ 4)作業内容変更時の対応 (変更管理) 5)非定常作業の扱い	
10	10	職場巡視 (法定:安全管理者, 衛生管理者及び産業医の職場巡視)	○					1)巡視頻度 2)巡視の重点テーマ 3)巡視結果 (好事例、指摘)と対応状況 (水平展開、是正)	・職場巡視又は安全衛生パトロールで指摘され改善された箇所の維持状況  ・パトロール等実施者へのインタビュー
11	11	安全衛生パトロール (法定外:トップマネジメント, 管理監督者, 安全衛生委員会など)				○	○	1)パトロールの種類と目的 2)巡視頻度 3)巡視の重点テーマ 4)巡視結果 (好事例、指摘)と対応状況 (水平展開、是正)	

12	12	始業時ミーティング(安全/衛生/健康管理チェック)			○		1)適正な人数による実施 2)参加態度(輪が小さい、顔を上げている、発言がある) 3)健康確認がある 4)安全衛生上の伝達(設備の不具合、災害・類似災害発生状況、その他) 5)危険予知又は安全唱和の実施	
13	13	労働者の応急救護訓練(AEDの使い方も含む。)			○		1)自衛消防組織(応急救護担当者の配置状況) 2)資機材の設置状況とメンテナンス(担架、AED、救急セット) 3)担当者の教育訓練状況(救命講習、AED使用)	
14	14	安全衛生意識向上のための活動(安全衛生大会、週間・月間活動、安全衛生表彰、事例発表、安全衛生標語の募集など)			○		1)参加勸奨状況 2)参加状況 3)実施内容 4)褒賞等のインセンティブ	
15	15	受動喫煙対策			○		1)喫煙コーナー又は喫煙室の使用状況 2)喫煙室等のメンテナンス状況(換気扇、煙の漏れ・流れ、清掃状況) 3)喫煙ルールの遵守状況 4)喫煙対策チーム等の検討の場(喫煙者、非喫煙者)	
16	16	快適職場づくり(中高年者、妊婦、障害者などに配慮した職場・職務設計)			○		1)該当者数 2)該当者がいる職場等の状況 -作業姿勢、作業強度、視認性、表示類 -無理のない職務内容 3)支援体制	
17	17	計画的な有資格者の育成(免許取得、技能講習受講など)	○				1)必要な資格の決定 2)必要数の設定(直ごと、正副、充当率など) 3)2)に基づく計画的な育成 4)必要に応じた再教育又は指導	
18	18	元方事業者にあっては、関係請負人に対する措置(参考文献を参照)	○				1)統括管理者の有無 2)安全衛生計画の内容 3)作業間の連絡調整状況 4)安全衛生協議会等の開催状況 5)教育指導援助状況 (元方指針による) など	
安全衛生共通								
19	1	安全点検など(法定:定期自主検査、特定機械等の性能検査など)	○				1)点検実施状況 2)点検者の資格所持状況(該当があれば) 3)点検結果に基づく措置(修理、部品取替えなど) 4)点検結果の情報共有(製造、生産技術)	

20	2	安全点検など (法定外)			○		19と同じ	
21	3	安全衛生教育 (法定教育:雇 入れ時・作業内 容変更時教育, 特別教育, 職長 教育など)	○				2と同じ	
22	4	安全衛生教育 (法定外教 育:経営者, 管 理者, 技術者教 育, 危険体感教 育など)				○	1)階層別教育の実施状況 2)生産技術担当等の専門担当者への安全衛生教育実施状況 3)体感教育の実施状況(実作業に根ざしている、過去の災害を活かしている) 4)受講者の理解度確認	
23	5	労働安全衛生 リスク[労働安 全のリスク全 般に関するこ と(化学物質に 関することを 除く。)]の調 査及びリスク 低減対策(参考 文献を参照)			○		○ 1)実施時期の明確さ 2)実施メンバー(作業員、管理監督者、 専門家等) 3)安全衛生リスクの抽出状況(特に重 篤な災害につながるリスク漏れの有 無) 4)安全衛生リスクの見積り評価基準の 適切さ 5)見積り評価状況(低く見積りすぎて ないか) 6)低減対策の適切さ(対策の優先順位) 7)残留リスクへの対応状況 8)安全衛生リスクの見直し状況(定期 又は必要都度)	・安全衛生リスク低 減対策実施箇所や残 留リスクの管理状況  ・安全衛生リスクの 評価者や安全衛生リ スクの影響を受ける 働く人へのインタビ ュー
24	6	特定の起因物 (機械, 電気, 産業車両など) による災害防 止対策	○		○		1)対策実施状況(特定の起因物(事故の 型、作業)に適しているか) 2)過去の労働災害・統計分析の活用状 況 3)専門的知識を有している者の参画状 況 4)(範囲が広いもの、お金のかかるもの) 計画的な実施状況 5)対策の有効性の確認状況 6)関係者への周知・教育	
25	7	特定の事故の 型(墜落・転落, 転倒, 挟まれ, 巻き込まれな ど)による災害 防止対策	○		○		24と同様	
26	8	特定の作業時 (非定常作業, 荷役作業, はい 作業, 車両運転 など)の災害防 止対策	○		○		24と同様	

27	9	交通事故(通勤災害も含む。)による災害の防止対策					○	(○) ※4	1)事故の分析結果や運転適性の活用 2)事故を起こした者に対するの措置 3)ドライブレコーダーの活用状況 4)交通 KY マップの活用 5)交通安全教育の実施状況 6)安全運転管理者等の選任と役割実施 7)点呼、アルコールチェッカー、健康確認の実施状況 8)SAS、てんかん、緑内障等の疾病スクリーニング	・点呼等の始業前確認  ・運転者へのインタビュー  ・安全運転管理者へのインタビュー
28	10	保護具の管理(選定,着用,保管など)					○	○	1)適切な保護具の使用状況 2)保護具の維持状況(使用期限、吸気缶破過、フィルター目詰まりなど) 3)保護具管理責任者の有無 4)保護具点検状況 5)保護具着用教育の実施状況(使用方法、フィットテストなど) 6)監督者や作業指揮者による着用指導状況	・保護具の着用状況  ・保護具の状態、管理状況  ・保護具を使用する者への使い方、管理状況等に関するインタビュー
29	11	安全保護具(安全帯,保護帽,安全靴など)の着用教育						○	・教育の実施状況(保護具の特徴、使用方法、点検箇所、交換の目安など) (特に新入者、配置転換者)	
30	12	作業環境測定					○		1)測定対象箇所の決定 2)適正な測定機関選定、もしくは、測定資格者の力量確保の状況 3)測定実施状況(測定方法、測定時間など) 4)(自主測定の場合)測定機器の校正	
31	13	作業環境改善(局所排気装置の設置など)					○	○	1)作業環境測定等の結果に基づく措置状況(局所排気装置、プッシュプル装置、全体換気) 2)局排の設置位置、フードやキャノピーのサイズ・形状、作業位置の風速 3)局排等の点検状況 4)その他作業環境改善の状況(温湿度、照度、粉じん、騒音、有害光線、におい など)	
32	14	特殊健康診断(計画から実施)					○		1)対象作業、対象者の選定状況 2)計画的な実施(必要頻度) 3)適正な実施機関の選定 4)受診率(100%)	
33	15	特殊健診の判定(有所見者に対する医療区分・就業区分判定),事後措置(精密検査,就業制限,配置転換など)					○		1)判定に基づく措置状況 - 二次検査の実施 - 就業上の措置(配置転換含む) 2)判定に基づく作業環境改善の検討・実施 3)有所見率の改善状況	

34	16	労働安全衛生リスク[労働衛生のリスク全般に関すること(化学物質に関するものを除く。)]の調査及びリスク低減対策(参考文献を参照)						23と同じ	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全衛生リスク低減対策実施箇所や残留リスクの管理状況</li> <li>安全衛生リスクの評価者や安全衛生リスクの影響を受ける働く人へのインタビュー</li> </ul>
35	17	労働安全衛生リスク(化学物質に関すること)の調査及びリスク低減対策(参考文献を参照)						<ul style="list-style-type: none"> <li>1)実施時期の明確さ</li> <li>2)実施メンバー</li> <li>3)対象作業の選定(使用化学物質)状況</li> <li>4)情報入手(SDS、作業手順など)状況</li> <li>5)危険性又は有害性の特定(有害性(短期、長期)、爆発等の危険性)状況</li> <li>6)安全衛生リスクの見積り評価基準の適切さ</li> <li>7)安全衛生リスクの見積り評価状況</li> <li>8)低減対策の適切さ(対策の優先順位)</li> <li>9)残留リスクへの対応状況</li> <li>10)安全衛生リスクの見直し状況(定期又は必要都度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全衛生リスク低減対策実施箇所や残留リスクの管理状況</li> <li>安全衛生リスクの評価者や安全衛生リスクの影響を受ける働く人へのインタビュー</li> </ul>
36	18	化学物質 SDS の管理・活用						<ul style="list-style-type: none"> <li>1)使用化学物質の特定状況</li> <li>2)SDS の職場での備付け</li> <li>3)教育用の資料の有無(SDS の要点)や取扱上の注意表示</li> </ul>	
37	19	人間工学(エルゴノミクス)手法を用いた改善						次の事項を考慮した改善状況 -作業姿勢、作業強度、視認性、識別性、操作性、マンマシンインターフェース	
38	20	物理的有害要因の対策(熱中症、騒音など)						<ul style="list-style-type: none"> <li>1)対策の実施状況(対策の優先順位)</li> <li>2)(範囲が広いもの、お金のかかるもの)計画的に実施している</li> </ul>	
39	21	化学的有害要因の対策(発がん物質、特化物、有機溶剤など)						35に準じる	
40	22	粉じん・石綿などの対策						<ul style="list-style-type: none"> <li>1)対象箇所の選定</li> <li>2)発生源対策、隔離対策、湿式作業などの対策状況</li> <li>3)保護衣、保護具使用状況</li> </ul>	
41	23	衛生保護具(防じんマスク、防毒マスクなど)の教育(フィットテストなど)						29と同じ	

42	24	化学物質管理教育（有害性・SDSの活用方法など）				○		1)有害性の教育実施状況 2)SDSの要約（表示）等の作成・活用状況	
<b>健康</b>									
43	1	一般健康診断（計画から実施）	○					1)計画的な実施（必要頻度） 2)適正な実施機関の選定 3)受診率	
44	2	健診判定（有所見者に対する医療区分・就業区分判定），事後措置（精密検査，受診勧奨，保健指導）	○					1)判定に基づく措置状況 －二次検査、受診勧奨 －就業上の措置（配置転換含む） －保健指導 2)判定に基づく作業環境改善の検討・実施 3)有所見率の改善状況	
45	3	適正配置（就業上の措置，復職支援，母性健康管理など）	○					1)復職支援プログラム 2)女性労働者就業制限対象物質の有無と対応状況 など	
46	4	ストレスチェックの実施及び個人対応（医師の面接指導など）	○					1)ストレスチェック実施状況 2)高ストレス者の該当状況 3)高ストレス者の面接指導状況	
47	5	ストレスチェック結果の集団分析に基づく職場環境改善				○		1)集団分析の実施と職場状況の分析（課題の抽出）状況 2)職場環境改善の計画、実施状況 －仕事の量的負担の改善 －仕事のコントロールの改善 －上司や同僚の支援の改善 など 3)改善後の評価	
48	6	過重労働対策（労働時間管理，労働時間の削減，医師の面接指導など）	○			○		1)時間外労働の状況と削減対策状況 2)医師による面接指導の状況	
49	7	メンタルヘルス対策（体制整備，四つのケア及び医師の面接指導など）				○	○	1)推進体制 2)4つのケアの確立状況 3)事業場内資源、事業場外資源の活用状況 4)長期休業率（1カ月以上休んでいる）	・働く人への4つのケア（特にセルフケア、ラインケア）の状況に関するインタビュー  ・産業保健スタッフへのインタビュー
50	8	メンタルヘルス教育（管理監督者，一般職など）				○		1)教育の実施状況 2)理解度の確認状況	
51	9	感染症対策（結核，インフルエンザなど）				○		1)感染症予防に関する知識の周知（教育）状況 2)企業内（又は健保）予防接種の実施状況 3)海外渡航者（出張、赴任者）への対応状況	

52	10	健康教育(生活習慣病予防, 感染症予防, 禁煙教育, 睡眠衛生教育など)				○		1)教育の実施状況 2)理解度の確認状況	
53	11	時間外労働の削減, 勤務間インターバル制度導入など				○		時間外労働の状況と削減対策状況	
54	12	治療と仕事の両立に向けた支援(がん就労支援など)				○		両立支援の実施状況	
55	13	ハラスメント対策				○		1)ハラスメント防止体制 2)ハラスメント防止教育の状況 3)ハラスメント防止のための取り組み状況	
56	14	健康保持増進の取組み (THP活動, 職場体操, ストレッチ, 腰痛体操, ウォーキングなど)				○	○	1)実施体制(運動指導, 運動実践, 心理相談, 栄養指導, 保健指導, 職場の推進担当者) 2)健康保持増進計画 3)各種取組みの実施状況と参加状況, 指導状況	・働く人への取組み状況に関するインタビュー  ・産業保健スタッフへのインタビュー

履歴

改訂 No.	日付	発行元	
初版	2019.06.05	ISO 45001 に基づく日本独自の OHSMS 普及推進会議 事務局	